

令和3年(2021年)10月12日(火)

- ・ イベント等の開催に関すること
健康福祉局保健部次長(兼)市立病院担当部長：細谷
電話：082-504-2662 (内線4552)
- ・ 施設の開館時間短縮措置に関すること
危機管理室危機管理課長：和田
電話：082-504-2274 (内線5703)
(各施設の概要等について)
別紙の各施設の「問合せ先」へ直接ご連絡ください。

広島県「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の終了に伴う本市主催イベント等の開催の取扱い及び本市所管施設の開館時間の短縮措置の終了について

広島県「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」が令和3年10月14日をもって終了することに伴い、下記のとおり、本市主催イベント等の開催について取り扱うとともに、本市所管施設の開館時間の短縮措置については終了することとします。

記

1 本市主催のイベント等*の開催の取扱いについて

本市主催のイベント等*の開催については、令和3年10月15日から当面、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針(令和3年10月12日改訂)【別紙1】」により取り扱うこととします。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いします。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含みます。

2 本市所管施設の開館時間の短縮措置の終了について

本市所管施設の開館時間の短縮措置(21時まで)を令和3年10月14日をもって終了し、同月15日以降通常の開館時間とします。【別紙2】